

# JAグループ鳥取自己改革推進レポート（5月号）

## 1. 「中国四国ブロック労働力支援協議会」を設立（JA全農とつとり）

4月27日、中国四国ブロック労働力支援協議会を設立した。令和2年1月に設立された九州ブロック労働力支援協議会につづき、中四国における農業分野の労働力支援強化を進めていく。

協議会のメンバーは、全農、県農協、県中央会、農林中央金庫 岡山・高松支店、パートナー企業である間口（まぐち）ウエストロジ株式会社ほかオブザーバーとしてJA全国中央会、県行政、日本農泊連合、ふるさと回帰支援センター、A<sup>+</sup>（エーダッシュ）ワーク創造館等の協力をいただいた。

ブロック内各地域の課題共有と解決に向けた先進県・協力機関による相談・サポートの取り組み等により広域労働力支援体制を構築していく。また、各県域においてもJAの施策支援や補助金の活用を促進するため、県域労働力協議会等設置を行っていく予定としている。

## 2. 食農教育を応援！！ ～小学生向け補助教材を贈呈～（JA鳥取信連）

3月26日、鳥取県庁において、食農教育教材本の贈呈式を開催し、本会 入江理事長より鳥取県教育委員会 山本教育長へ「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈した。

この取り組みは、JAバンク食農教育応援事業として毎年、県内の小学校高学年向けに教材本を贈呈しているものである。

入江理事長は「令和2年度版については、新学習要領に示された“主体的・対話的で深い学び”の趣旨を踏まえた内容となっており、ぜひ教材本を活用いただき、子どもたちが主体的に話し合いながら、農業への理解を深めていただきたい。」と述べた。

山本教育長からは、「写真や図表がふんだんに使われていることで、学校現場からも使いやすいとの声を聞く。子どもたちが農業と自分たちの生活とのつながりについて理解を深め、また、体験学習にもつなげることができる。教材本を活用しながら食育への取り組みを強化していきたい。」と感謝の言葉をいただいた。

令和2年度版は、県内127校に5,775冊の贈呈を予定しており、各小学校へは、それぞれのJAから直接、贈呈することとしている。

### 3. 新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応

#### (JA共済連鳥取)

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発令されたことを踏まえたJAの共済事業の業務継続については、JAが定めている新型インフルエンザが発生した際の事業継続計画（BCP）に準じた対応を行うように、JAに周知した。

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として金融サービス（銀行、保険等）が挙げられていることを踏まえ、継続業務を中心に人との接触を減らしつつ、継続業務を実施していく。

継続業務については、「事故受付」、「共済金請求受付」、「損害調査」を最優先の継続業務として取扱い、次点の優先業務を「共済金支払」、「新契約引受」、「既契約保全」として対応していく。

また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた共済契約者等を支援するため、共済契約上の権利の行使期間または義務の履行期限に関して特別措置を実施している。

今後も、感染拡大の状況を踏まえ、共済事業における事業継続計画（BCP）にもとづいて順次対応していく。

#### 【主な共済契約上の特別措置】

- ・ 共済掛金払込猶予期間を延長する。（令和2年9月16日まで）
- ・ 短期共済の継続契約の締結手続の猶予および掛金払込猶予を行う。  
（令和2年9月16日まで）
- ・ 死亡共済金等の支払いについて、約款に定める「特定感染症」に含める特別取扱いを行う。これにより、災害給付特約、詐害死亡割増特約などが支払対象となる。後遺障害が残存した場合も、支払要件を満たせば支払対象となる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の罹患により宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合についても、入院保障の対象とする。所定の証明書を提出し、支払要件を満たせば入院共済金の支払対象となる。
- ・ 生命共済の新契約・危険増異動等の取扱いにかかる郵送事務について整理。  
一部の事務手続きについては、非面談により、事務処理が可能となる。